

令和6年度

柏市立手賀西小学校

# PTA 定期総会資料



令和6年4月 オンライン決議

## 索引

1. 令和5年度事業報告（報告のみ）
  - （1）報告
  - （2）運動会委員会
  - （3）竹の子委員会
  - （4）環境文化委員会
  - （5）選考委員会
2. 令和5年度決算報告（報告のみ）
3. 令和5年度会計監査報告（報告のみ）
4. 令和6年度PTA役員の選考について 第1号議案
5. 令和6年度活動方針（案）事業計画（案） 第2号議案
6. 令和6年度予算（案） 第3号議案
7. 柏市立手賀西小学校PTA会則（改定案） 第4号議案
8. その他

# 本部事業報告

月 日	内 容
令和5年度 3月 10日	新旧本部役員顔合わせ，引継ぎ
4月 18日 21日	新本部役員 校長先生，教頭先生顔合わせ挨拶 令和5年度 第1回PTA役員会
5月 11日 14日 16日 18日 21日	「みんなの子育て広場」支援委員会合同研修会出席 PTA第1第2駐車場除草作業 第1回コミュニティースクール出席 PTA連絡協議会 定期総会出席 PTA第1第2駐車場除草作業
6月 5日 7日 10日 16日	PTA連絡協議会へ会費納入 第1回「みんなの子育て広場」支援委員会参加（柏市立手賀西小学校） PTA第1第2駐車場除草作業 PTA第1第2駐車場除草作業
7月 2日 5日 8日 26日	第1回柏市小中学校PTA会長・副会長研修会出席 竹の子委員会打ち合わせ参加 第2回PTA役員会 家庭教育相談担当者協議会出席
8月 20日 21日 26日	PTA第1第2駐車場除草作業 第2回コミュニティースクール出席 夏祭り（柏市立手賀東小学校）
9月 2日 30日	PTA第2駐車場除草作業 第3回PTA役員会 教育を軸に子どもの成長を考えるフォーラム出席
10月 19日 20日 21日 23日 25日 28日 29日	PTA第2駐車場除草作業 秋季大運動会前日準備に参加 令和5年度 柏市手賀西小学校秋季大運動会 PTA第2駐車場の看板修理 竹の子委員会打ち合わせ参加 第55回日本PTA 関東ブロック大会 ちば大会出席 第55回日本PTA 関東ブロック大会 ちば大会出席
11月 7日 10日 11日 12日 22日 25日	つぼみスクール打ち合わせ 竹の子まつり前日準備 令和5年度 竹の子まつり PTA行事 自然の家まつり前日準備 つぼみスクール PTA第1駐車場前道路の砂利整備実施
12月 9日	第4回PTA役員会 クリスマスプレゼント購入・配付
1月 24日	PTA研修会「子育て広場」出席
2月 3日 9日 28日	第5回PTA役員会 保存水購入 第3回コミュニティースクール出席
3月 8日 11日 15日 16日 22日	柏市立手賀中学校卒業式に参加 PTA第1駐車場の看板修理 柏市立手賀西小学校卒業式に参加 新旧本部役員顔合わせ 辞校式に参加
令和6年度 4月 10日 11日	柏市立手賀中学校入学式に参加予定 柏市立手賀西小学校入学式に参加予定

## 令和5年度 運動会委員会事業報告

月 日	内 容
4月 21日	第1回PTA役員会 委員決定, 前委員からの引継ぎ
7月 8日	第2回PTA役員会 今後の活動について教頭先生に確認 協力委員宛に今後の活動や協力についてのお願ひアンケート付きの手紙を作成 除草作業, 当日の駐車場の申請の手紙を作成 (スクリレにて配信)
8月 23日	アンケート結果をもとに駐車場の振り分けを行う 前日準備, 当日についての手紙の作成 各種備品のチェック
9月 2日	駐車場除草作業 気温上昇のため本部役員のみで実施
9月 3日	第3回PTA役員会 前日準備, 当日の事について本部・学校と確認 ※ほぼ延期が予想されていたので再度当日の係りの手紙を作成 駐車場の再申請アンケートの手紙を作成 (スクリレにて配信)
9月 5日	運動会延期の発表 (気温上昇の為) 手紙の配布配付, スクリレの配信
10月 5日	駐車場の再振り分け, 本部と駐車券の作成, 終了後のアンケートの作成
10月 20日	前日準備 13時半～ (1時間程度) テントの準備 (強風の為, 下準備のみ) トイレの養生, 各種案内板の設置等 終了後に本部と駐車場の確認, 当日の誘導場所配置の確認
10月 21日	運動会当日 交通誘導, 案内係は7時20分～ 閉会式の開催中から片づけ作業開始, 終了後アンケート配付
12月 9日	第4回PTA役員会
2月 3日	第5回PTA役員会 USB内容チェック 各種プリントファイリング 運動会委員のUSBに活動詳細を記録

## 令和5年度 竹の子委員会事業報告

月 日	内 容
4月 20日	第1回PTA役員会 委員決定 前年度の竹の子役員より引継ぎ 前年度ファイル受け取り
5月 17日	第1回竹の子委員会開催に向けての打ち合わせ 当日の係決め 協力委員へ 第1回竹の子委員会開催の手紙作成・配付 ゲーム内容・備品の確認
5月 27日	備品購入 LINE上でミーティング (当日の係決め)
5月 23日	出席名簿・献品名簿を本部役員に申請→5月26日に受け取り
6月 7日	当日の流れ・内容確認 当日の役員駐車場の依頼を教頭先生へ相談 第1回竹の子委員会での進行確認・使用文書作成 『バザー献品のご協力のお願いについて』の手紙作成
6月 21日	第1回竹の子委員に向けての打ち合わせ
7月 5日	第1回竹の子委員会
7月 6日	『バザー献品のご協力のお願いについて』の手紙配付
7月 8日	第2回PTA役員会 竹の子委員会開催の報告 竹の子まつり打ち合わせ バザー献品の回収用ダンボールと名簿を地域ルームに設置 7/19献品回収開始→7/25献品・備品の確認
9月 3日	第3回PTA役員会 竹の子委員会の活動報告 竹の子まつり打ち合わせ
9月 13日	バザー献品の値付け 『竹の子委員決定事項』を作成→10/5頃配付
9月 20日	PTA会員へ 『竹の子まつりPTAバザーのご案内』の手紙作成 協力委員へ 『竹の子前日・当日準備のお知らせ』の手紙作成
10月 4日	手作り品回収・竹の子まつり打ち合わせ PTA会員・協力委員へ上記作成手紙配付
10月 25日	竹の子まつり打ち合わせ・本部役員と打ち合わせ
11月 10日	竹の子まつり前日準備 ※雨天の為体育館に準備
11月 11日	竹の子まつり当日
12月 9日	第4回PTA役員会 竹の子委員会の活動報告
12月 13日	『竹の子まつりに関する会計報告書』配付
2月 3日	第5回PTA役員会 竹の子委員会の活動報告

## 令和5年度 環境・文化委員会事業報告

月 日	内 容
4月 21日	第1回PTA役員会 前役員より活動内容を引き継ぐ 本部役員より過去データ受け取り
6月 9日	今後の行事予定を教頭先生へ確認
6月 13日	今年度の活動に関するアンケート作成, 配付
6月 20日	アンケート集計, 未提出者には別途連絡 畑の水撒きについてプリント作成, 配付
7月 8日	第2回PTA役員会
8月 13日	今年度から新規で行う『畑の水撒き』作業方法について確認 雨予報の為, 水撒きは中止
8月 14日	雨の為, 水撒き中止
8月 15日	雨の為, 水撒き中止
8月 16日	水撒き実施
9月 2日	第3回PTA役員会 除草作業予定は猛暑の為中止
9月 5日	『給食試食会』について参加者への案内プリント, 協力委員さんへのプリント作成, 配付 ※今年度は参加者が少人数のため, 役員のみで活動を行うこととし, 協力委員さんへは協力不要の案内
10月 2日	『給食試食会』実施
12月 9日	第4回PTA役員会
2月 3日	第5回PTA役員会
2月 6日	『卒業式前清掃』についてプリント作成, 配付
3月 14日	『卒業式前清掃』実施

## 令和5年度 選考委員会事業報告書

月 日	内容
5月29日	令和6年度 PTA本部役員立候補のお手紙作成
6月2日	地域ルームにて封筒の準備
	行事での声掛け
11月1日	役員候補者5名が決定
11月11日	内々定受諾書の手紙作成
11月30日	地域ルームにて手紙配布の準備
12月1日	内々定受諾書の手紙配布, 回収
1月30日	新旧本部役員顔合わせ, 引継ぎの日程調整
2月4日	新旧本部役員顔合わせ, 引継ぎのお手紙作成
2月8日	お手紙ボックスに投函
3月13日	新旧本部役員顔合わせ時用のお茶菓子とお茶を用意
3月16日	新旧本部役員顔合わせに参加 各地区新1年生の確認、連絡

# 令和5年度手賀西小学校PTA会計決算報告書

令和6年4月8日

## 1. 収入の部

(単位:円)

項目	5年度予算額	5年度決算額	差額	備考
繰越金	1,262,179	1,262,179	0	
会費	654,000	582,000	-72,000	児童会員84名+職員会員13名(3,000円×2期)
貯金利息	-	12	12	
寄付金	0	0	0	
合計	1,916,179	1,844,191	-71,988	

## 2. 支出の部

	項目	5年度予算額	5年度決算額	差額	備考
運 営 費	会議費	10,000	10,000	-	お茶代等の会議経費(予備費より5,759円補てん)
	報償費	25,000	19,320	5,680	証書ホルダー・鉛筆削りなど
	交際費	30,000	17,500	12,500	花束代など
	PTA保険	15,000	8,362	6,638	PTA団体保険料、振込手数料代
	事務費	80,000	30,688	49,312	事務用品・印刷機トナーカートリッジなど
	借用損料	50,000	50,000	-	駐車場のお礼等(予備費より6,854円補てん)
	負担金	50,000	17,600	32,400	市P連会費・参加負担
	学習支援費	100,000	-	100,000	
	慶弔費	40,000	-	40,000	弔意など
	小計	400,000	153,470	246,530	
活 動 費	環境文化委員会	38,000	2,183	35,817	講演会・研修会など
	地区理事会	5,000	0	5,000	
	竹の子委員会	15,000	12,595	2,405	運営諸経費
	運動会委員会	12,000	7,190	4,810	PTA種目諸経費・粗品
	選考委員会	20,000	12,042	7,958	会議諸経費
	教育環境費	300,000	300,000	-	教育環境整備への支援
	会員研修費	5,000	0	5,000	会員研修補助
	行事奨励費	10,000	0	10,000	PTA行事の奨励
	PTA歓迎会費	20,000	15,000	5,000	旧本部への花束代など
小計	425,000	349,010	75,990		
予備費	1,091,179	156,067	935,112	ノートパソコン1台、卒業生への花束等	
総合計	1,916,179	658,547	1,257,632		

## 3. 令和6年度への繰越金と通帳残高

収入	582,000
支出	658,547
令和5年度繰越金	1,262,179
利息	12
通帳残高	1,185,644

## 4. バザー収益積立金

令和4年度末残高	504,277
令和5年度竹の子活動収益金	26,846
利息	4
収益よりクリスマスプレゼントを購入	-14,559
令和4年度末残高	516,568



# 令和5年度 PTA 会計監査報告

令和5年度のPTA会計監査を、令和6年4月8日（月）に実施いたしましたので、下記の通り報告いたします。

## 記

### 1. 監査をした帳簿

- (1) 令和5年度 PTA 会計出納帳
- (2) 領収書

### 2. 監査の状況

柏市立手賀西小学校 PTA、会計並びに事務局より提出のあった事業内容については、監査の結果、金銭出納帳並びに領収書は全て適正であったので、これを認める。

以上

令和6年4月8日

柏市立手賀西小学校 PTA 会計監査

羽室 未咲



村木 菜歩子



(第1号議案)

## 令和6年度PTA役員の選考について

役職	氏名	児童学年
会 長	山桐 敦子	4年・3年
副会長	中臺 広美	2年
副会長	鳥原 津奈	4年
書 記	中水 知恵	6年・3年
会 計	染谷 恵	6年・3年

\*会計監査 塚原 和宏 (令和5年度PTA会計)  
西田 由香 (令和5年度PTA副会長)

(第2号議案)

## 令和6年度手賀西小学校PTA活動方針

学校や地域と密接な連携をとりあい、  
ともに手賀西小児童の健全な成長を目指す。

1. 家庭と学校の協力を深め子どもたちの健全な成長に寄与する。
2. 会員相互の親睦を図り、信頼関係を深めることによって、全員参加の明るいPTA活動を展開する。
3. 学校、地域との連携を図り、地域の特色を生かした活動を推進する。
4. 家庭の教育的役割について理解を深め、家庭教育本来の機能を果たせるよう学習活動を行う。
5. 地域環境の保身に留意し、児童の校外における安全の確保に努める。
6. 学校環境の美化と施設設備の充実に協力する。

### 事業計画（案）

- 環境文化委員会：家庭が本来の機能を果たせるよう、家庭の教育的役割についての理解を深められるような学習活動を展開する。また、学校環境や設備施設の美化を支援する活動を行う。
- 竹の子委員会：学校行事「竹の子まつり」を補完し、児童の主体性、個性をより生かせるような活動を行うとともに、会員相互の親睦、児童の福祉に寄与するための活動を行う。
- 運動会委員会：運動会の運営に協力するとともに、会員相互の親睦を図るための活動を企画、実施する。
- 地区理事：地区における責任者として各地区の安全面について注意し、主体性と創意を生かした活動を推進する。
- クラス委員：PTA活動が浸透するよう、各学年における責任者として主体性と創意を生かした活動を推進する。

(第3号議案)

## 令和6年度手賀西小学校PTA会計予算

令和6年4月8日

### 1. 収入の部

(単位: ¥)

項目	6年度予算額	5年度予算額	増減	備考
繰越金	1,185,644	1,185,644	0	
会費	528,000	582,000	-54,000	児童会員(世帯数)75+職員会員13
寄付金	0	0	0	
合計	1,713,644	1,767,644	-54,000	

### 2. 支出の部

	項目	6年度予算額	5年度予算額	増減	備考
運 営 費	会議費	20,000	10,000	10,000	役員会などの諸経費
	報償費	25,000	25,000	-	証書ホルダー・鉛筆削り
	交際費	30,000	30,000	-	辞任される先生方への花束代
	PTA保険	15,000	15,000	-	PTA団体保険代
	事務費	80,000	80,000	-	事務用品・印刷機トナーカートリッジなど
	借用損料	60,000	50,000	10,000	駐車場の整備(砂利代を含む)・お礼
	負担金	50,000	50,000	-	市P連会費・参加負担
	学習支援費	100,000	100,000	-	AR動画作成管理費、作品収納バッグなど
	教育環境援助金	-	-	-	PTA退会後の援助金
	慶弔費	40,000	40,000	-	弔意など
	小計	420,000	400,000	20,000	
活 動 費	環境文化委員会	30,000	38,000	-8,000	講演会・研修会など
	地区理事会	5,000	5,000	-	看板補修費
	竹の子委員会	15,000	15,000	-	運営諸経費
	運動会委員会	15,000	12,000	3,000	PTA種目諸経費・粗品
	選考委員会	20,000	20,000	-	会議諸経費
	教育環境費	300,000	300,000	-	教育環境整備への支援
	会員研修費	5,000	5,000	-	会員研修補助
	行事奨励費	10,000	10,000	-	PTA行事の奨励
	PTA歓迎会費	20,000	20,000	-	旧本部への花束代など
	小計	420,000	425,000	-5,000	
	予備費	873,644	942,644	-69,000	
	総合計	1,713,644	1,767,644	-54,000	

(第4号議案)

# 柏市立手賀西小学校 PTA 会則

## 第一章 名 称

第1条 本会は「柏市立手賀西小学校 PTA」といい、事務局を学校におく。

## 第二章 目 的

第2条 本会は、次の目的を目指して活動する。

- (1) 家庭、学校及び地域における児童の福祉を増進する。
- (2) 児童の福祉のために、保護者と教師が協力する。
- (3) 児童の教育環境を改善する。
- (4) 保護者、教師が相携えて民主主義の理解を深め、啓発する。
- (5) 教育予算の確保に協力する。
- (6) 会員相互の理解と親睦を図る。

## 第三章 方 針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って行動する。

- (1) 本会は自主、独立のものであって、特定の宗教、宗派、政党に偏ることなく、また管理的な行為は一切行わない。
- (2) 本会は直接学校の管理や、職員の人事に干渉するものでない。

## 第四章 会 員

第4条 本会の会員は、次の通りである。

- (1) 手賀西小学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる人。
- (2) 手賀西小学校に勤務する職員。
- (3) 本会は上記(1)(2)に定めた全員が入会するが、退会の申し出があったときには相談の上、退会を認めるものとする。
- (4) 各役員・委員が、PTA 活動において会員または次年度入会予定者の住所氏名等個人情報を使用する際は、本部役員を通して学校へ依頼する。また、個人情報の使用後は、媒体を学校へ返却するものとする。

## 第五章 会 計

- 第5条 本会の活動に関する経費は、会費、寄付金及びその他による収入によってまかなう。会員が退会したとき、納入済みの会費の返金や、退会後の教育環境援助金等に関しては、相談の上決定する。
- 第6条 本会の会費は、総会における会員の合意によって決定する。
- 第7条 本会の経理は、会計監査を経て総会に報告されなければならない。
- 第8条 本会の会計は、総会によって認められた予算によって行われる。
- 第9条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第六章 機 関

第10条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 本部役員会
- (3) 役員会
- (4) 地区理事会
- (5) 学年委員会
- (6) 専門委員会
- (7) 選考委員会

## 第七章 役員及び委員

第11条 本会の役員及び委員は次の通りとする。

- (1) 会 長 1名 (男女を問わない)
- (2) 副会長 2～3名 ( " )
- (3) 書 記 1～2名
- (4) 会 計 1～2名
- (5) 地区理事 7名

(泉・金山1名、柳戸1名、若白毛1名、鷺野谷1名、岩井1名、手賀の杜2名(1丁目・3丁目合併1名、2丁目1名)ただし、役員会の承認を得た場合は、この限りにあらず。)

- (6) 会計監査 2名
- (7) クラス役員 1クラス2名
- (8) 専門委員 (学年委員が兼ねる)

第12条 各役員及び委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。継続の場合は3年までとする。

## 第八章 役員及び委員の職務

第13条 本会の役員及び委員の職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代理する。
- (3) 書記は記録を司る。
- (4) 会計は会計を司る。
- (5) 会計監査は会計を監査する。
- (6) 地区理事は、各地区のPTA活動の職務を司る。
- (7) 学年委員は、学年に関するPTA活動及び専門委員の職務を司る。
- (8) 専門委員は、それぞれの専門職務を司る。

## 第九章 総会

第14条 総会は、本会の最高の決議機関である。

第15条 総会の定足数は会員の2分の1以上とし、委任状をもって出席にかえることができる。また、決議は出席者の多数決とし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第16条 定期総会は4月に行い、次の事項を審議、決定する。

- (1) 予算及び決算に関すること
- (2) 活動方針及び事業報告に関すること
- (3) 役員承認に関すること
- (4) その他重要事項

第17条 臨時総会は、役員会で必要と認めた場合、会長が召集する。

## 第十章 役員選出

第18条 会長、副会長、書記、会計の選出は、選考委員が行う。

第19条 選考委員の構成は次の通りとする。

- (1) 地区理事 7名（ただし、5世帯以下の地区の地区理事はこの限りではない。）
- (2) 学校 1名
- (3) PTA本部 1名

第20条 選考委員に、正副委員長を1名おく。

- (1) 正副委員長は、選考委員の互選により定める。
- (2) 委員長は選考委員会を代表し、会務を統括する。
- (3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時は、その職を代理する。

第21条 選考委員会は会長、副会長、書記、会計について候補者を指名し、総会において承認を求める。

指名された候補者については、事前の同意を求める。

第22条 会計監査の選出については、会長が指名し、総会で承認を求める。

## 第十一章 会議

第23条 本会に次の会議を有する。

- (1) 総会
- (2) 本部会議
  - ア. 本部会議は会長、副会長、書記、会計及び校長、教頭とする。
- (3) 役員会
  - ア. 役員会は、本部役員、地区理事、学年委員で構成され、総会に代わる執行機関である。
  - イ. 役員会は、必要に応じ会長が召集する。
- (4) 地区理事会
  - ア. 地区理事会に、理事会及び地区懇談会をおく。
  - イ. 理事会は、各地区の理事で構成し、必要に応じ会長が召集する。
  - ウ. 地区懇談会は、各地区の PTA 活動を円滑に運営するため、必要に応じて各理事が召集し、会議を行う。
- (5) 学年委員会
  - ア. 学年委員会に、委員長を各学年委員の互選により定める。
  - イ. 学年委員会は、各学年の委員で構成し学年に関わる事項の会議を行う。
  - ウ. 学年委員会は、必要に応じて、校長または委員長が召集する。
- (6) 専門委員会
  - ア. 専門委員会に、次の委員会をおく。
    - 1) 環境文化委員会
    - 2) 竹の子委員会
    - 3) 運動会委員会
  - 各専門委員会に、正副委員長を各専門委員の互選により各1名定める。
  - イ. 環境文化委員会は委員長が召集し、研修会、親睦会、家庭教育学級等、文化教養の行事を行う。
  - ウ. 竹の子委員会は委員長が召集し、竹の子まつりの際の PTA 行事を行う。
  - エ. 運動会委員会は委員長が召集し、運動会の実施支援および PTA 種目の企画、実施を行う。

## 第十二章 会則と細則

第24条 本会則は、総会の議決によって改正することができる。

第25条 慶弔規定は、別に制定する。

第26条 本会則は、必要により細則を制定することができる。



## 付 則

- (1) 昭和 46 年 4 月 15 日改正
- (2) 昭和 53 年 4 月 22 日改正
- (3) 昭和 55 年 4 月 10 日改正
- (4) 昭和 56 年 4 月 11 日改正
- (5) 昭和 60 年 4 月 13 日改正
- (6) 昭和 61 年 4 月 19 日改正
- (7) 平成 2 年 4 月 20 日改正 (会費値上げ)
- (8) 平成 4 年 4 月 25 日改正 (学級費及び図書費値上げ)
- (9) 平成 5 年 4 月 24 日改正 (保健衛生費, 実験観察費及び児童会費値上)
- (10) 平成 5 年 4 月 1 日適用
- (11) 平成 11 年 4 月 17 日改正
- (12) 平成 13 年 4 月 21 日改正 (第 11 条 (5) 役員会の承認事項を追加)
- (13) 平成 13 年 12 月 5 日改正 (第 11 条 (2) 副会長の人数 3 名から 2 名に)
  
- (14) 平成 15 年 4 月 18 日規制 (第 11 条 (2) 副会長の人数 2 名から 2~3 名に)  
(第 11 条 (5) 地区理事数を金山 2 名から 1 名に)  
(第 19 条 (1) 選考委員の構成、5 世帯以下の地区は該当しない旨のただし書きを挿入)
- (15) 平成 16 年 4 月 16 日改正 (第 10 条本部役員追加)  
(第 23 条 (2) 三役を本部役員会に)  
(第 23 条 (3) 三役, 書記, 会計を本部役員に)
- (16) 平成 18 年 4 月 21 日改正 (第 19 条 (2) 学級委員を削除)
- (17) 平成 19 年 4 月 20 日改正 (第 11 条 (5) 泉地区理事数を 4 名から 3 名に)
- (18) 平成 20 年 4 月 25 日改正 (第 15 条総会は会員の 2 分の 1 以上とし, 委任状をもって出席にかえることができる)
- (19) 平成 21 年 4 月 24 日改正 (第 11 条 (5) 泉地区理事数を 3 名から 2 名に)  
(第 10 条 (6) 専門委員会を, 環境文化委員会, 広報委員会とする)  
(第 7 条の専門委員会, バザー実行委員会は学年委員がする)  
(第 11 条 (1) 会長は男女を問わないものとする)  
(第 11 条 (2) 副会長は男女を問わないものとする)
- (20) 平成 23 年 4 月 22 日改正 (第 10 条の専門委員会を整理)  
(第 11 条 (3) (4) の人数 2 名を 1~2 名に)  
(第 11 条 (5) 泉地区理事数を 2 名から 1 名に, 岩井地区理事数を 1 名から 2 名に)  
(第 11 条 (7) (8) の委員会を整理)  
(第 23 条 (6) (7) の委員会を整理)
- (21) 平成 24 年 4 月 20 日改正 (第 11 条 (5) 地区理事数を 8 名から 10 名に, 岩井地区理事数を 2 名から 1 名に, 新たに手賀の杜地区を新設し地区理事数を 3 名に)

- (第11条(7) 学年委員を12名から14名(1クラス2名)に)
- (22) 平成25年4月19日改正 (第19条(1) 選考委員数を10名から4名に)
- (23) 平成26年4月18日改正 (第11条(5) 地区理事数を10名から11名に,  
手賀の杜3丁目を地区理事2名に)  
(第11条(7) 学年委員を14名から12名に)  
(第19条(1) 選考委員数を4名から11名に)
- (24) 平成27年4月17日改正 (第11条(5) 地区理事数を11名から12名に,  
手賀の杜3丁目を地区理事2名から3名に)  
(第11条(7) 学年委員を12名から14名に)  
(第19条(1) 選考委員を11名から12名に, 5世帯以下の地区の地区理事はこの限りではない旨のただし書きを追加, 金山地区は該当しない)
- (25) 平成28年度4月15日改正 (第11条(5) 地区理事数を12名から11名に,  
泉・金山地区を合併し, 1名に)  
(第11条(7) 学年委員14名(1クラス2名)クラス役員1クラス2名に)  
(第19条(1) 選考委員を12名から11名)
- (26) 平成29年4月19日改正 (第11条(5) 地区理事数を11名から10名に,  
若白毛2名を1名に)  
(第19条(1) 選考委員を11名から10名に)
- (27) 平成30年4月18日改正 (第11条(5) 手賀の杜2丁目1名を2名に, 3丁目3名を2名に)
- (28) 平成31年4月18日改正 (第11条(5) 手賀の杜2丁目2名を1名に)  
(第19条(1) 選考委員を10名から9名に)
- (29) 令和4年4月20日改正 (第11条(5) 手賀の杜3丁目2名を1名に)  
(第19条(1) 選考委員を9名から7名に)  
※手賀の杜1丁目の世帯数が5世帯以下となったことを受け, 手賀の杜1丁目の地区理事は選考委員の役を担わないこととなるため, 7名とする。
- (30) 令和5年4月21日改正 (第4条(3), (4)を追加)  
(第5条 会員が退会したとき, 納入済みの会費の返金や, 退会後の教育環境援助金等に関しては, 相談の上決定する。を追加。)  
(第11条(5) 地区理事数を8名から7名に,  
手賀の杜1丁目3丁目地区を合併し, 1名に)  
(第19条(1) 手賀の杜1丁目3丁目地区合併とし, 選考委員を7名に)

# 柏市立手賀西小学校 PTA 会則

改定案	現行会則
<p data-bbox="192 296 309 325">&lt;省略&gt;</p> <p data-bbox="192 333 752 362">第 19 条 選考委員の構成は次の通りとする。</p> <ul data-bbox="271 370 1117 512" style="list-style-type: none"><li data-bbox="271 370 1117 437">(1) 地区理事 7 名 (ただし, 5 世帯以下の地区の地区理事はこの限りではない。)</li><li data-bbox="271 445 490 474">(2) 学校 1 名</li><li data-bbox="271 481 553 510">(3) PTA 本部 1 名</li></ul>	<p data-bbox="1140 296 1256 325">&lt;省略&gt;</p> <p data-bbox="1140 333 1700 362">第 19 条 選考委員の構成は次の通りとする。</p> <ul data-bbox="1218 370 2065 437" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1218 370 2065 437">(1) 地区理事 7 名 (ただし, 5 世帯以下の地区の地区理事はこの限りではない。)</li></ul>

## PTA 慶弔に関する規定

- 児童、会員、会員の配偶者、親子などの慶弔に関しては次の規定による。
- (1) 児童、会員が死亡した場合。 5,000 円
  - (2) 会員が火災その他の災害にあった場合。 5,000 円

※上記規定以外の場合及びこの規定による場合でも、特別の場合は本部役員に一任する。

※この規定による慶弔については返礼を行わない。

※規定の変更は役員会にて協議、決定することができる。

## 表彰規定

次の時に記念品を贈り、感謝の意を表す。(感謝状)

- (1) 会長、副会長が任期を終了したとき。
- (2) 学校教育に対し、顕著な貢献をされたとき。

## 本部役員免除内規

本部役員を務めた場合の以後の役割免除については、次の通りとする。

- (1) 2018 年度以前の旧本部役員→本部役員を引き受けた翌年から 5 年間免除。
  - 免除後は協力委員のみ対象
  - ※クラス役員は免除
  - ※地区理事・卒対委員は免除対象ではない
- (2) 2019 年度以降の旧本部役員→本部役員を引き受けた翌年から 3 年間免除。
  - 免除後は協力委員のみ対象
  - ※クラス役員は免除
  - ※地区理事・卒対委員は免除対象ではない

※ただし(1)、(2)において、クラスの人数が少ない場合は、この限りにあらず。

## 年度途中の会費の取扱内規

- ・年度途中で、転出入による入会、退会については、学期単位で会費を徴収する。
  - (1) 1 学期末で退会した場合：8 月、9 月分の 1,000 円を返金。
  - (2) 2 学期末で退会した場合：1 月～3 月分の 1,500 円を返金。
  - (3) 2 学期初に入会した場合：9 月分の 500 円を徴収。
  - (4) 3 学期初に入会した場合：1 月～3 月分の 1,500 円を徴収。
  - (5) 学期途中での入退会は、当該学期末での処理とする。
- ・年度途中、任意での退会については、教育環境援助金費を徴収する。
  - (1) 該当年度、残り月数×500 円とする。